

議案第 1 2 号

羽曳野市立子育て支援センター条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

羽曳野市立子育て支援センター条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 8 年 2 月 24 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

子育て支援センターにおいて乳児等通園支援事業を実施すること等に伴い、子育て支援センターの利用者の範囲を拡充するほか、所要の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市立子育て支援センター条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市立子育て支援センター条例(平成 17 年羽曳野市条例第 14 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条に次の 1 号を加える。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が認めるもの

第 5 条に次のただし書を加える。

ただし、センターが行う事業を利用するためにセンターを使用しようとするものについては、この限りでない。

第 6 条第 6 号中「前 5 号」を「前各号」に改める。

第 7 条第 1 項第 5 号中「前 4 号」を「前各号」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

羽曳野市立子育て支援センター条例 新旧対照表

新	旧
<p>(使用者の範囲)</p> <p>第4条 センターを使用できるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p><u>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が認めるもの</u></p> <p>(使用の許可)</p> <p>第5条 センターを使用しようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。<u>ただし、センターが行う事業を利用するためにセンターを使用しようとするものについては、この限りでない。</u></p> <p>(使用の許可の制限)</p> <p>第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、センターの使用の許可を取り消し、その使用を制限し、又は停止することができる。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) <u>前各号</u>に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると、市長が認めるとき。</p> <p>(使用の許可の取消し等)</p> <p>第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、センターの使用の許可を取り消し、その使用を制限し、又は停止することができる。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) <u>前各号</u>に掲げるもののほか、市長が管理上やむを得ない事由があると認めるとき。</p> <p>2 省略</p> <p>以下省略</p>	<p>(使用者の範囲)</p> <p>第4条 センターを使用できるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第5条 センターを使用しようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(使用の許可の制限)</p> <p>第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、センターの使用の許可を取り消し、その使用を制限し、又は停止することができる。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) <u>前5号</u>に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると、市長が認めるとき。</p> <p>(使用の許可の取消し等)</p> <p>第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、センターの使用の許可を取り消し、その使用を制限し、又は停止することができる。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) <u>前4号</u>に掲げるもののほか、市長が管理上やむを得ない事由があると認めるとき。</p> <p>2 省略</p> <p>以下省略</p>